

前橋市荒牧町公民館規則

(目的)

第1条 公民館は町民の教育、文化及び町内運営に関する各種行事並びに会議の場所として、町民の親睦と教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の進展に寄与することをもって目的とする。

(名称、位置)

第2条 公民館の名称は、荒牧町公民館と称して荒牧町2丁目41番地27におく。

(運営委員会の設置)

第3条 公民館を運営するために、荒牧町自治会長を運営委員長、副会長を副委員長とし、公民館運営委員会をおく。また、相談役をおく。

(使用手続き)

- 第4条 (1) 公民館を使用する場合は、事前に使用責任者が使用内容を付して申請し、その許可を受けること。その内容を変更しようとするときも同様とする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- (2) 運営委員会は、事項の規定による申請があった場合は、これを審査し、内容が適当と認めたときは使用を許可する。
- (3) 運営委員長は、使用許可の際、必要があると認めた場合は使用条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 次のかくこうに該当する場合は使用を許可しない。

- (1) 利益を目的とする演劇、興行、営業等に使用するとき。
- (2) 公民館規則第1条の目的に反すると認めたとき。
- (3) 公益を害し又は風紀を乱すおそれがあると認めたとき。
- (4) 宿泊等又は建物及び付属施設を破損するおそれがあると認めたとき。
- (5) その他運営委員長が管理上支障があると認めたとき。

(器具類の貸し出し)

第6条 机、いす、食卓、ふとん等器具の貸し出しは、運営委員長が必要があると認めた場合に限り、貸し出しを許可することができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。また使用の権利を譲り渡すことはできない。

(使用の取り消し)

第8条 使用者がこの規則に定める使用条件に違反したときは、運営委員長は使用許可を取り消すことができる。この場合の責めは負わない。

(使用終了後)

第9条 使用者はその使用を終わったときは、速やかに原状に復し、器具を整備し使用場所の内外を整理整頓すること。

前条の規定により停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第10条 使用によって建物、附属物、器具等を破損又は忘失（消失）したときは、使用者においてこれを償うこと。

(使用料)

第11条 公民館を使用するものは、別表により使用料を納入しなければならない。
ただし、町内の各種団体とうの会議、行事等は無料とする。

(別表)

(1回につき、テント等は1日につき 円)

部 屋	大会議室	小会議室	調理室	多目的 ホール	テント	机、イス、食卓
町内個人	2000	1000	1000	1000	0	0
町外個人・ 団体	3000	2000	2000	2000	2000	100

(注) 宴会の場合は調理室の使用料を加算する。

(1) 使用時間と回数

午前8時から正午 正午から午後5時 午後5時から午後10時

(1回分) (1回分) (1回分)

(2) 利用団体（クラブ活動等で常時または定期的に利用する団体）、並びに関連団体（PTA活動等で随時利用する団体）は、別表2により使用料を納入しなければならない。

(3) 使用料は過去1年分を毎年2月末日までに納入する。

(別表 2) (1回につき 円)

部屋	大会議室	小会議室	多目的ホール
料金	500	300	400

(使用心得)

第12条 公民館の利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

退館の際は電気、ガス、水道、換気扇、冷暖房機、扇風機、ストーブ
その他器具の消火等を確認すること。

(2) 喫煙時はかならず灰皿を用い、吸い殻の処理を完全にすること。

(3) 履物、雨具は所定の場所に置き、各自責任をもつこと。

(4) 器具、器物を整理し、使用場所の内外を清掃すること。

(5) 使用責任者は上記のほか「火の元」「戸締り」を確認し、かぎを速やかに
返還すること。

(6) ごみ等は使用責任者が持ち帰り、処理すること。

(使用時間)

第13条 公民館の使用時間は次のとおりとする。

午前8時から午後10時まで。ただし、特別な場合はこの限りではない。

(附則)

1、平成元年4月1日から実施する。

2、平成13年7月17日一部改正

3、平成14年4月1日一部改正

4、平成23年5月28日一部改正

5、平成25年5月24日一部改正

6、平成29年12月22日一部改正(第14条細則8)

第14条 公民館運営委員会細則

1、この会則は荒牧町公民館の運営委員会において定める。

2、運営委員会は運営委員長の諮問に応じ、公民館における各種の行事、会議の企画実施について調整審議するものとし、この規則の定めるところにより運営する。

3、運営委員会は、自治会正副会長、地区代表、組長、長寿会、子供会育成会、体協支部、農協支部、商工親睦会、区画整理協議会、消防団、神社運営委員会、生涯学習奨励員、民生児童委員、保健推進員、青少年育成推進員、防犯委員、生活安全推進員、女性消防等の代表者、その他運営委員長が必要と認めたものをもって構成する。

4、委員の任期は1ヵ年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、運営委員長が必要と認めたときはこの限りではない。

5、運営委員長は会務を総理する。副委員長は運営委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。

6、公民館使用料等の収入は自治会の一般会計に組み入れ、公民館の運営は自治会の一般会計内でまかなうものとする。

7、会議は運営委員長がこれを召集する。

会議は委員の半分以上の出席によって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

8、公民館運営資金は年度毎に運営委員長が引き継ぎ、管理保管にあたる。会計監査は自治会一般会計の監査と同時に行う。